

大阪湾広域臨海環境整備センター

工事請負等に係る低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の算出方法について

最終改正 令和6年11月1日

工事請負及び測量・建設コンサルタント等業務に係る低入札価格調査基準価格及び最低制限価格（以下「低入札価格調査基準価格等」という。）の算出方法は、以下のとおりとする。

I 工事請負の低入札価格調査基準価格等

1 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 1に掲げる算定方法によることが適当でないと認められるものについては、予定価格に10分の7.5から10分の9.2の範囲内で定める割合を乗じて得た額とする。

II 測量・建設コンサルタント等業務の最低制限価格

1 予定価格算出の基礎となった次の表①から④までに掲げる額の合計額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の8.1（測量業務にあっては10分の8.2、地質調査業務にあっては10分の8.5）を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.1（測量業務にあっては10分の8.2、地質調査業務にあっては10分の8.5）を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6（地質調査業務にあっては3分の2）を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6（地質調査業務にあっては3分の2）を乗じて得た額とする。

業種区分	費 目 の 構 成			
	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10分の5.0を乗じて得た額	—
建築関係の建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に 10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10分の5.0を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 10分の9を乗じて 得た額	解析等調査業務費の額に 10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に 10分の5.0を乗じて得た額
補償関係コンサル タント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10分の5.0を乗じて得た額

- 2 1に掲げる算定方法によることが適当でない認められるものについては、予定価格に10分の6から10分の8.1（測量業務にあつては10分の6から10分の8.2、地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5）の範囲内で定める割合を乗じて得た額とする。

Ⅲ 端数処理

- 1 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格を算出する際の端数処理は、千円未満を切り捨てることにより行う。
- 2 1にかかわらず、Ⅰ1ただし書の「予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7.5を乗じて得た額」及びⅡ1ただし書の「予定価格に10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）を乗じて得た額」の端数処理を行う場合は、千円未満を切り上げることにより行う。